

[事案 2023-340] 身体障がい保険金支払請求

・令和7年2月27日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、身体障がい保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成25年3月に契約した組立型保険について、配偶者が担当者に対し、本契約がどのような場合に支払われるのか照会したところ、「目が見えなくて車いすとなった時」に支払対象になるとの回答があった。現時点ではいずれも該当しないため、本契約の保障は不要と判断して令和5年3月に解約した。しかし、これによって、本来受け取れたはずの身体障がい保険金が受け取れなくなったので、保険金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 担当者は、申立人配偶者に対して、パンフレットを手元に置きながら、本契約は、身体障害者福祉法に定める1級、2級または3級の障害に該当し、当該障害に該当する身体障害者手帳の交付をもって保険金が支払われるものであることなどを説明した。
- (2) 「目が見えなくて車いすとなった時」だけが支払事由であるかのような説明はしていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、申立人の主張する事実を確認するため、申立人配偶者および担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。